

ネコを飼われている皆様へ

## 猫の飼育・マナーに関するお知らせ

最近、ネコ等のふん害（排泄物）・悪臭による苦情が増えております。これらのことを防ぐには、飼育されている皆様のご協力が必要です。飼いネコがご近所から嫌われないために以下のことを守ってください。

ネコは室内で飼うようにしましょう。

【ネコを外に出すと・・・】

- ・ケンカや交通事故で負傷、死亡する
- ・寄生虫や感染症にかかる
- ・迷子になって帰れなくなる
- ・公園や他人の土地を糞尿で汚したり荒らしたりする
- ・車や鉢植えなど他人の所有物を壊したり傷つけたりする



発情期にはケンカをしてケガや病気になったり、独特な声で夜泣きをしたりするため不快に感じる方も少なくありません。また、生まれてくる子猫に責任が持てないというケースも多く見受けられます。

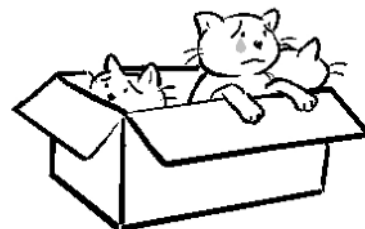
飼い主の責任で飼い猫に避妊手術を受けさせましょう。

（動物病院にご相談ください）

生まれた子猫を、誰かが拾って飼ってくれるだろうと安易な気持ちで捨てないでください。

**動物の愛護及び管理に関する法律第44条**

**愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。**



**エサを  
あたえないで!**



飼い主のいないネコにエサを与えないでください。

飼い主のいないネコにエサを与えると、今まで散らばっていたネコが集まってきたり、そのネコが子猫を産んで更に増えたり、付近の住宅の敷地内などにふん害や悪臭をもたらすことがあり、周囲の方に大変な迷惑になることがあります。

【お問い合わせ先】

町民生活課 生活環境担当 ☎22-7209